

石広水監告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり告示する。

令和3年11月18日

石巻地方広域水道企業団
監査委員 堀内賢市

石巻地方広域水道企業団
監査委員 丹野清

記

- 1 監査の対象課等 石巻地方広域水道企業団 施設管理課
- 2 監査期間 令和3年10月11日～令和3年11月18日
- 3 監査の対象範囲 令和元年度から令和3年度の経営に係る事務事業の執行
(監査対象期間 令和2年1月1日～令和3年8月31日)
- 4 監査場所 石巻地方広域水道企業団監査委員事務局及び施設管理課
- 5 監査の結果 今回の監査は、令和元年度から令和3年度の経営に係る事務事業の執行について、提出された関係書類・証書類に基づき事務処理状況を試査したところ、適正と認めた。